

【全年次向け】

クイズ不正解は有休なし

“クイズに正解しなければ年次有給休暇（有休）を取得させない”就職先の会社やアルバイト先でこんな事を本気でやってしまう上司がいたら、あなたはどうしますか？

(1) 驚きの内容

個人加盟の労働組合「ブラック企業ユニオン」は今年 8 月、ある自動販売機運営会社で、支店長が部下に「有給チャンス」というクイズを出していたことを公表しました。

ユニオンによると、この会社の支店長が 2016 年 5 月、複数の部下にメールでクイズを出題しました。都内の 15 の駅名を挙げて、「売上の高い順に並び変えてください」という内容のクイズで、「全問正解で有給チャンス 不正回答は永久追放します。まずは降格」などと記載していたのです。

結局、全員不正解だったため、有休は取れなかったということで、支店長は「残念ながら全員はずれでした。よかった。よかった」などというメールも送っていたそうです。

(2) 有給休暇とは

有給休暇とは、給料が支給されながらお休みをもらえることを言います。これは、労働基準法で定められた労働者の権利で、上司に与えるかどうかの権限はありません。正社員だけでなく、一定の基準を満たしていればアルバイトであっても取得可能な権利です。

(3) 問題となった会社の対応

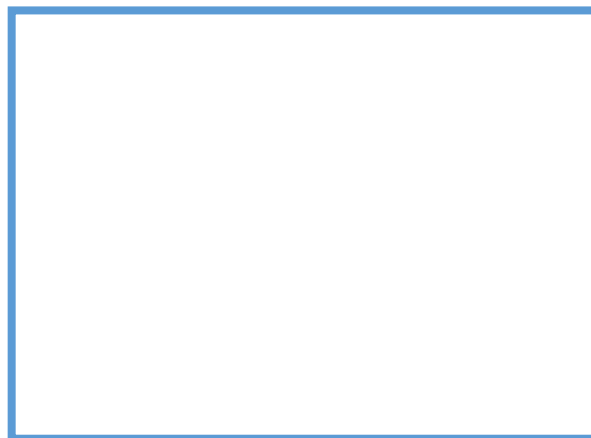
本社は 8 月 21 日、「クイズに正解しなければ有給休暇の取得ができないといった制度はございません」「このようなメールを送るといった行為はあってはならないこと」とのコメントを出し、問題の支店長を処分する方針を示しました。

社員に送られたメール

(4) この会社では過去にも「残業代未払い」などのトラブルあり

この会社は以前にも必要な「残業代」を支払わなかったり、月110時間を超える「過労死ラインを超える残業」で体調を崩す社員がでるなど、問題が起きていました。

そこで、この会社の社員が加盟する労働組合は今年4月と5月にストライキを決定しました。「ストライキ」とは憲法で認められた労働者の権利の一つで、労働者によって結成された労働組合が「働く事を拒否する」事によって圧倒的に立場の弱い労働者が、会社に対して圧力をかけて有利に交渉を進めようとする事です。



以前「進路だより」で取り上げた会社で、またトラブルが・・・

その内容は5月25日発行の進路だより78号にて取り上げました。

(5) アルバイトにも有給休暇があります。

有給休暇を取得しづらい背景に、「人手不足」があります。最も多いのは、休暇を申請する際に「代わりにシフトに入ってくれる人を自分で探して」と言われるケースです。代替り人を探すのは管理者の仕事であり、高校生アルバイトが責任を負うべきものではないことをしっかりと理解しましょう。

また、「アルバイトに有給休暇は無いよ」と誤った説明を受けているケースが目立ちます。一定の基準を満たせばアルバイトにも有給休暇があることも覚えておきましょう。

次の表はアルバイトの有給休暇の早見表です。勤務期間は試用期間も含まれます。

所定 労働日数	1年間の 所定労働日数	勤務期間			
		6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月
週4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日
週3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日
週2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日
週1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日

〔一部引用〕 「クイズ不正解は有休なし」「不正回答は降格」 2018.8.25 週刊朝日

「ふりがな」つきは裏面へ^{りめん}